

木曜シャトルズ活動規約

1 目 的

当クラブの円滑かつ適正な活動に寄与するとともに参加者の健康管理と融和親睦を図る。

2 用語の定義

- (1) 会員とは、所定の書面により申請するとともに会費を前納し、会長より許可された者をいう。
- (2) ビジターとは、活動日当日臨時に参加を希望し、会費を納めた者をいう。
- (3) 休会は、業務や疾病等により1ヶ月以上参加することが困難であることが明らかな場合、事前に申し出ることとで、会員資格を保有したまま在籍することができる。

3 構 成

- (1) 会 長：当クラブの円滑な運営と参加者の融和親睦に務める。
- (2) 会長代理：常に会長を補佐するとともに、会長不在の際、会長業務を代行する。
- (3) 庶務要員：会計、シャトル管理、活動場所の確保等、及び会計監査を実施する。
- (4) 会 員：会員資格を有する者をいう。
- (5) ビジター：会員以外で当日臨時に参加を希望するものをいう。

4 参加資格

- (1) 試合形式でプレーができること。
- (2) 一般的なルールを理解していること。

5 会場及び活動時間

- (1) 原則として上尾市民体育館を本拠地とし、毎週木曜日午後6時より8時45分までとする。
- (2) 上尾市民体育館が使用できない場合、大谷公民館等を利用し活動時間は、当該利用施設の規定による。

6 会 費

- (1) 会 員：1ヶ月1200円とし、偶数月の最初の活動日に2ヶ月分の会費を納める。
- (2) ビジター：1回500円を来場時に前納する。学生は1回400円とする。
- (3) 会員の会費は月単位でのものであり、当該月の参加日数による調整はしない。
- (4) 休会中の会費は免除されるものとする。
- (5) 会員がビジター会員への変更を希望した場合、当該会員資格は失効するものとする。

7 入 会

- (1) 入会は、書面（入会申込書）にて事務局に申し出ること。
（入会日、氏名、住所、生年月日、電話番号、連絡用メールアドレス）
- (2) 入会は月単位とし、月半ばの入会は行わない。（※入会金1000円は入会時のみ）
- (3) 会員資格を失効したものが再度入会を希望する場合は、上記要領に準ずるものとする。

8 会計監査

収入・支出及び支出目的等について年度末前に会計監査を実施し、会長に報告するものとする。

9 雑 則

(1) スポーツ保険

会員はスポーツ保険に加入することを原則とする。ただし、他のクラブ等で加入済み、もしくは個人ですでに加入済みの場合はその限りではない。

(2) 準備運動等

- ア 準備運動は、各自で十分に行い怪我の予防に努めるものとする。
- イ 基礎練習は、参加者多数の場合、長時間コートを独占してはならない。

(3) その他

- ア マナーが不適切と認めた場合は、会長もしくは事務局より退場を命じることがある。
- イ 会員は、コートの設営・撤収及び清掃を行うものとする。

10 附 則

2001.09.01	制定
2002.09.01	改定
2017.07.01	制定
2023.01.01	改定
2024.09.01	改定

会長 井上博文